

J ヴィレッジ施設劣化状況調査等委託業務
入札説明書

一般財団法人 福島県電源地域振興財団

令和8年2月

この入札説明書は、J ヴィレッジ施設劣化状況調査等委託業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）の公告等の規定を準用し、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

一般財団法人福島県電源地域振興財団 代表理事 内田 基博

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

J ヴィレッジ施設劣化状況調査等委託業務 一式

(2) 業務の仕様等

J ヴィレッジ施設劣化状況調査等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 完成期限

令和 9 年 3 月 1 日(月)限り

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

また、公告の日から入札の日までの間に、国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中入札参加制限中の者でないこと。（贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 入札者の入札参加資格審査等に関する事項

入札に参加を希望する者は、次のとおり、本件入札に参加にする者に必要な資格の確認を受けなければならない。

なお、資料の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

(1) 提出期限

令和8年3月9日(月) 午後5時まで(必着)

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所

11 問い合わせ先記載の場所

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 1部

イ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等 1部

ウ 法人登記簿の写し(参加申込日の3か月以内のもの) 1部

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(5) 審査結果の通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により、令和8年3月11日(水)までに書面により通知する。

5 入札説明書及び入札等関連資料の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月23日(月)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時)

(2) 閲覧場所

11 問い合わせ先記載の場所

6 入札説明書等に対する質問に関する事項

入札者は入札説明書等について疑義がある場合は、以下により、説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月2日(月) 午後5時まで

(2) 受付方法

一般競争入札説明書等に関する質問書(様式3)により、11 問い合わせ先記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること(※電話による質問の受付は行わない)。

電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

件名を「【質問書】 J ヴィレッジ施設劣化状況調査等委託業務」とすること。

(3) 回答方法

一般競争入札説明書等に関する回答書(様式4)により、令和8年3月4日(水)までに、ホームページに随時掲載する予定です。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分 開始

イ 場所 福島県庁本庁舎(福島市杉妻町2番16号) 5階 企画調整課分室1

(2) 入札書の作成方法

ア 入札書(様式7)を使用すること。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ)をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額につ

いてはこれを認めない。

オ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(3) 郵便による入札書の提出期限等

ア 郵送方法 一般書留又は簡易書留かつ配達日指定郵便

イ 宛先 一般財団法人福島県電源地域振興財団

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号 本庁舎5階（福島県エネルギー課内）

ウ 郵便局差出期限 令和8年3月23日（月）

エ 配達指定期日 令和8年3月25日（水）

オ 中封筒には、指定の入札書（様式7）に必要事項を記載し封緘の上、封筒の表側に開札日、業務名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

カ 外封筒には上記（ウ）を封緘の上、封筒の表側に開札日、業務名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載すること。

(4) 持参による入札書の提出期限等

入札者は、指定の入札書（様式7）に必要事項を記載し封緘し、かつ、封筒の表側に開札日、業務名、商号又は名称及び住所、担当者名、連絡先（電話、FAX）、「入札書在中」の旨を記載し、入札日に持参すること。

(5) 入札保証金

ア 入札保証金の額は、入札書に記載する項目ごとの入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額の100分の3以上の額であること。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出されたもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第249条第1項第1号又は2号に該当する場合、当該規定を準用し、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を希望する者は、4(1)に掲げる期日までに、以下の書類を、11問い合わせ先に記載の場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、(ア)及び入札保証契約を締結したことを証明する書面（保険証書等）を提出すること。

(ア) 入札保証金免除申請書（様式5）

(イ) 過去2年間における本業務に類似する受託業務契約実績一覧（様式6）

※業務名、契約期間、契約金額、契約先を記載すること（2件以上記載）。

(ウ) 上記一覧の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）

エ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条によるものとする。

なお、入札保証金を納付したものは、入札保証金を納付した領収書を入札日に提示し確認を受ける。

(6) 開札に関する事項

ア 開札は、7 (1)に記載の日時及び場所で行う。

イ 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

ウ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受け、(イ)を提出するものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）※写し可

(イ) 委任状（様式 8）※代理人をして入札させる場合

(ウ) 身分を確認できるもの（自動車運転免許証、会社発行の身分証等）

(エ) 入札保証金を納付した領収書又は保証保険による免除申請者は入札保証金納付免除関係書類

エ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちにその場所において再入札に付することができるものとする。

なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再入札については棄権したものとする。

オ 再入札について、初回入札によって落札者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再入札を行う場合がある。

この場合の入札には、失格又は無効の入札をした者は、再入札に参加できないものとする。再入札を執行しても落札候補者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定を準用し、随意契約とする場合がある。

なお、再入札における入札書の提出期日等は、再入札の実施決定後に決定する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(7) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、6 により説明を求めることができる。

イ 持参による入札書の提出の場合、入札者は、7 (1)に記載の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出すること。

- ウ 入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人になることができない。
- エ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- (ア) 契約の履行にあたり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- オ 入札及び開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることができる。
- カ 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(8) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(9) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- カ 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- キ 金額を訂正した入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

- コ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

8 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定を準用し、随意契約を行うことができる。

9 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

- ア 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- ウ 財務規則第229条第1項各号に該当する者においては、当該規定を準用し、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条によるものとする。

(2) 契約書の作成

- ア 当該契約は、契約書を作成することとし、契約条項は別紙契約書案のとおりとする。
- イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定を準用し、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

10 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏ら

してはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。

- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す用件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。

11 問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号 本庁舎5階

一般財団法人福島県電源地域振興財団（福島県エネルギー課内）

電 話 024-521-7116

電子メール energy@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/foundation-bid2025.html>